

## 貸切バス事業者の点検整備の実態について

- 古いバスなどの車両状態に応じて、貸切バス事業者が予防整備（不具合発生の予防も含めた十分な整備）を行うためのガイドラインを策定する必要があることから、予防整備の観点から十分な整備を既に実施している貸切バス事業者（公益社団法人日本バス協会が推薦する大手から中小までの7事業者）を調査したところ。
- 調査の結果、すべての会社において運行中に発生した不具合の箇所、頻度等から同様の不具合を予防するため定期的に点検・交換する項目及び交換基準を定めたもの（以下、「整備サイクル表」という。）を定め、同基準により整備を行っていることが分かった。（「調査結果概要」参照）
- 各事業者は過去に起こった不具合事例を元に各社の事業形態を考慮した上で、整備サイクル表を作成していたことから、各整備サイクル表はその経験則や管理方法といった整備ノウハウ等を集約化したものであり、新規参入事業者や整備ノウハウが乏しい事業者にとっては有益な情報であると考えられる。

### 調査結果概要 ※：設定項目以外はメーカー交換基準による

#### A社

大型貸切バス 16項目（※）について、時間又は距離により整備サイクルを設定  
 中型貸切バス 15項目（※）について、時間又は距離により整備サイクルを設定  
 その他 17項目（※）について、時間又は距離により整備サイクルを設定

#### B社

大型・中型観光バス 32項目について、時間又は距離により整備サイクルを設定  
 乗合バス等についても別に設定

#### C社

大型貸切バス 28項目について、時間又は距離により整備サイクルを設定  
 小型貸切バス 18項目について、時間又は距離により整備サイクルを設定

#### D社

貸切バス 26項目について、時間又は距離により整備サイクルを設定  
 乗合バスについても別に設定

#### E社

観光バス 54項目（※）について、時間により整備サイクルを設定

#### F社

高速バス 型式に応じ26～36項目について、時間により整備サイクルを設定  
 観光バス 型式に応じ27～36項目について、時間により整備サイクルを設定

#### G社

高速バス（貸切バス） 66項目について、時間又は距離により整備サイクルを設定  
 乗合バス等についても別に設定